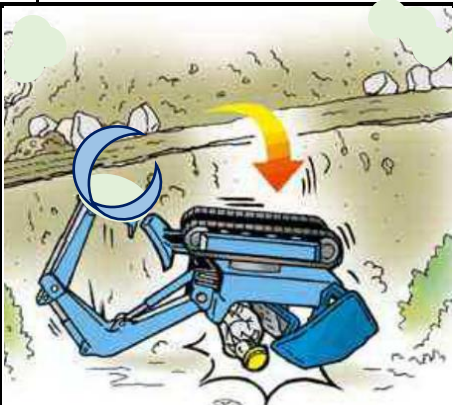


番号：R4-17

死亡災害等速報

発生月	令和4年11月	業種	建設業
起因物	その他の建設機械等	事故の型	墜落・転落
災害発生状況 ※1	<p>被災者は、砂防工事現場の法面において、解体用つかみ機を運転し、伐採した木や枝を取り除く作業等を行っていたところ、路肩が崩れ、つかみ機とともに斜面を転落し、運転席から被災者が投げ出された。</p>		 <p>厚生労働省「職場のあんぜんサイト」 同種災害事例のイラストを引用</p>
想定される再発防止対策 ※2	<p>【以下、一般的な車両系建設機械の対策として記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両系建設機械の運行経路について、路肩の崩壊及び及び地盤の不同沈下防止措置を講じること。 ○ 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、転倒又は転落により労働者に危険が生ずる恐れのあるときは、誘導者を配置し、その者に誘導させること。 ○ 路肩、傾斜地等で作業を行う場合において、転倒又は転落により労働者に危険が生ずる恐れのあるときは、転倒保護構造を有し、シートベルトを備えたものを使用するよう努めること。 また、運転者にシートベルトを使用させるよう努めること。 ○ 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、地形、地質の状態等の調査結果に適応した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わせること。 		

※1 速報時に判明している状況であり、調査が進むにつれて内容が変わることがあります。

※2 速報時に判明している状況から同種災害を防止するために想定される再発防止対策や関連通達・指針です。